

令和元年度

公共事業評価結果における事業方針書

三 重 県

|   |           |
|---|-----------|
| <b>1 令和元年度公共事業再評価結果</b> . . . . .       | <b>1</b>  |
| 農林水産部の取り組み                              |           |
| 農業農村整備事業（県営かんがい排水事業）の対応方針について . . . . . | 3         |
| 林道事業の対応方針について . . . . .                 | 5         |
| 県土整備部の取り組み                              |           |
| 道路事業の対応方針について . . . . .                 | 8         |
| 海岸侵食対策事業の対応方針について . . . . .             | 10        |
| 広域河川改修の対応方針について . . . . .               | 11        |
| <br>                                    |           |
| <b>2 令和元年度公共事業事後評価結果</b> . . . . .      | <b>13</b> |
| 農林水産部の取り組み                              |           |
| 農業農村整備事業（広域農道整備事業）について . . . . .        | 15        |
| 農業農村整備事業（県営かんがい排水事業）について . . . . .      | 16        |
| 農業農村整備事業（地震対策ため池緊急整備事業）について . . . . .   | 17        |
| 県土整備部の取り組み                              |           |
| 道路事業について . . . . .                      | 19        |
| 総合流域防災事業について . . . . .                  | 20        |
| <br>                                    |           |
| <b>【資料】</b>                             |           |
| 令和元年度 三重県公共事業評価審査対象事業位置図 . . . . .      | 22        |

# 1 令和元年度公共事業再評価結果

本年度は、表 - 1 のとおり県事業 10 事業について、三重県公共事業評価審査委員会に審査をお願いいたしましたところ、10 事業すべてにおいて「継続」の答申をいただくとともに、審議の中で多くの貴重な意見をいただきました。その答申および意見をもとに県の対応方針を決定し、取組として次頁以降に整理しました。

今後は、よりの確な再評価に努め、効率的で効果的な公共事業となるよう、取組を進めていきます。

令和元年度三重県公共事業再評価審査対象事業一覧表（表 1）

（ 印：付帯意見あり）

| 番号 | 事業名      | 箇所名                       | 市町名     | 採択年度 | 再評価理由 | 答申 | 対応方針 |
|----|----------|---------------------------|---------|------|-------|----|------|
| 1  | 農業農村整備事業 | 県営かんがい排水事業<br>宮川 1 工区     | 多気町、玉城町 | H21  |       | 継続 | 継続   |
| 2  | 欠番       |                           |         |      |       |    |      |
| 3  | 林道事業     | 経ヶ峰線                      | 津市      | H6   |       | 継続 | 継続   |
| 4  | 林道事業     | 浅谷越線                      | 熊野市     | H6   |       | 継続 | 継続   |
| 5  | 道路事業     | (主)四日市鈴鹿環状線<br>(采女)       | 四日市市    | H21  |       | 継続 | 継続   |
| 6  | 道路事業     | (主)七色峡線<br>(瀬戸バイパス)       | 熊野市     | H22  |       | 継続 | 継続   |
| 7  | 道路事業     | (主)御浜紀和線<br>(西原バイパス)      | 御浜町     | H22  |       | 継続 | 継続   |
| 8  | 道路事業     | 一般国道 368 号<br>伊賀名張拡幅 1 工区 | 伊賀市～名張市 | H18  |       | 継続 | 継続   |
| 9  | 道路事業     | 一般国道 368 号<br>伊賀名張拡幅 2 工区 | 名張市     | H21  |       | 継続 | 継続   |
| 10 | 海岸侵食対策事業 | 宇治山田港海岸                   | 伊勢市     | H12  |       | 継続 | 継続   |
| 11 | 広域河川改修事業 | 二級河川 三滝川                  | 四日市市    | H18  |       | 継続 | 継続   |

再評価理由： 業採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業  
 事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業  
 再評価実施後一定期間が経過している事業  
 社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要性が生じた事業

**農林水産部の取り組み**  
**(再評価)**

## 農業農村整備事業（県営かんがい排水事業）の対応方針について

[ 農林水産部 ]

### 1 再評価審査対象事業

農業農村整備事業 1番 <sup>みやがわ</sup>宮川1 <sup>こうく</sup>工区

### 2 委員会意見

令和元年12月3日に開催された第4回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する」との答申をいただきました。また、あわせて「事業効果がより発現され地域の農業の振興につながるよう、担い手の確保等に努められたい」との意見をいただきました。

### 3 農業農村整備事業（県営かんがい排水事業）の背景

県営かんがい排水事業は、農業生産の基礎となる農業用水の確保と農地排水の改良のため、水田、畑等における基幹的な農業水利施設の整備・更新を行い、水資源の有効利用と労働生産性の向上並びに維持管理費の節減を図ることを目的としています。

本地区の農業用水路は築造から50年以上が経過し、老朽化による漏水の発生など維持管理に多大な時間と費用を要していたことから、国営宮川用水第二期事業と合わせ、パイプライン化による施設の更新整備を一体的に行うことにより、農業用水の安定確保と維持管理の省力化を目的として事業を実施しています。

### 4 再評価対象事業の対応方針

審査の結果、事業継続の妥当性が認められたことから、農業用水の安定確保を図るとともに、営農における水管理や維持管理労力を軽減できるよう、事業を継続して実施していきます。

## 5 事業への対応方針

### 5 - 1 事業の課題

担い手の確保・育成に向けて、農業者の大きな負担となっている水管理や維持管理労力を軽減し、担い手への農地の集積・集約化をさらに推進する必要があります。

### 5 - 2 課題の解決方針

引き続き、農業者の話合いに基づき、地域農業の将来の在り方や中心経営体などを考える「人・農地プラン」の策定を促進するとともに、プランの実質化に向けた関係市町や農業改良普及センターなどによるソフト対策と連携を図りながら、本事業により農業用水の安定確保と水管理・維持管理の省力化を図ることで、担い手への農地の集積・集約化を進めていきます。

## 林道事業の対応方針について

[ 農林水産部 ]

### 1 再評価審査対象事業

林道事業 3番 きょうがみねせん  
経ヶ峰線  
4番 あさたにごえせん  
浅谷越線

### 2 委員会意見

令和元年8月6日に開催された令和元年度第1回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、4番、3番については「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する」との答申をいただきました。

また、あわせて、4番、3番については、「事業効果の早期発現のため早期完成に努められたい。」との意見をいただきました。

### 3 林道事業の背景

林業を取り巻く状況は、木材価格の低迷による採算性の悪化等により依然として厳しいことから、効率的・安定的な木材生産や適切な森林整備の推進に向けては、その基盤となる林道の整備が不可欠であるため、林道事業では、新規林道の開設、既設林道の改良、舗装などの基盤整備に取り組んでいます。

浅谷越線は、熊野市飛鳥町小又地区と熊野市新鹿町小杉地区を連絡する基幹となる林道であり、同様に、経ヶ峰線は、津市美里町平木地区と津市芸濃町河内地区を連絡する基幹となる林道であるため、アクセスの改善や機械化の導入などによる森林施業の効率化や木材の輸送効率の向上を図ることで、利用区域内の森林整備を促進し、森林資源を有効利用することを目的に林道整備を進めています。

### 4 再評価対象事業の対応方針

再評価において事業継続の妥当性が確認されたことから、事業効果の早期発現に向けて事業を継続して実施していきます。

## 5 事業への対応方針

### 5 - 1 事業の課題

事業が長期に渡っていることから、森林整備の促進による森林資源の有効活用や、林道を利用した地域振興等の効果を早期に発現させるため、事業の早期完成を図る必要があります。

### 5 - 2 課題の解決方針

今後詳細な測量設計を実施していく中で、経済的な線形や工法について積極的に検討をするなどコスト縮減を図り、必要な事業予算の確保に努め、事業の早期完成に努めてまいります。



# 県土整備部の取り組み

(再評価)

## 道路事業の対応方針について

[ 県土整備部 ]

### 1 再評価審査対象事業

|      |    |          |                                     |
|------|----|----------|-------------------------------------|
| 道路事業 | 5番 | 主要地方道    | よっかいちすずかかんじょうせん うねめ<br>四日市鈴鹿環状線(采女) |
|      | 6番 | 主要地方道    | なないろきょうせん せと<br>七色峡線(瀬戸バイパス)        |
|      | 7番 | 主要地方道    | みはまきわせん にしはら<br>御浜紀和線(西原バイパス)       |
|      | 8番 | 一般国道368号 | いがなばりかくふく こうく<br>伊賀名張拡幅1工区          |
|      | 9番 | 一般国道368号 | いがなばりかくふく こうく<br>伊賀名張拡幅2工区          |

### 2 委員会意見

令和元年9月17日に開催された第2回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、6番、8番、9番について「事業継続の妥当性が認められたことから事業の継続を了承する。」との答申をいただきました。

令和元年11月15日に開催された第3回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、5番について「事業継続の妥当性が認められたことから事業の継続を了承する。」との答申をいただきました。

令和元年12月3日に開催された第4回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、7番について「事業継続の妥当性が認められたことから事業の継続を了承する。なお、事業効果の早期発現のため、早期の事業完了に努められたい。」との答申をいただきました。

### 3 道路事業の背景

道路は、地域の生活や経済活動、地域間の交流連携を支えるとともに、地域の安全・安心を支える重要な社会基盤です。しかし、本県の道路整備状況はまだまだ十分ではない状況です。限られた予算の中で、県民等の安全性や利便性の向上を目的に、高規格幹線道路にアクセスする道路や、緊急時・災害時の復旧・復興に資する道路、交通円滑化を図る渋滞対策、安全・安心・快適な道路環境を確保する道路等について、計画的な整備に努めています。

### 4 再評価対象事業の対応方針

再評価において事業継続の妥当性が確認されたことから、事業効果の早期発現に向けて事業を継続して実施していきます。

## 5 事業への対応方針

### 5 - 1 事業の課題

#### 5 番の事業について

- ・現道の渋滞解消を図り、円滑な交通を確保するとともに、主要幹線道路へのアクセス強化を図るため、確実な整備の推進が必要です。

#### 6 番、7 番の事業について

- ・現道は線形が悪く、幅員狭小であるため安全な通行を阻害しており、また、生活道路として重要な役割を担っていることから、円滑で安全な交通の確保や地域活性化を図るため、確実な整備が必要です。

#### 8 番、9 番の事業について

- ・現道の渋滞解消を図り、円滑な交通を確保するとともに、重要物流道路としての機能強化や主要幹線道路へのアクセス強化を図るため、確実な整備の推進が必要です。

#### すべての事業について

- ・事業効果の早期発現に向けて、事業の計画的な執行を図る必要があります。

### 5 - 2 課題の解決方針

#### 7 番について

- ・完成供用までに橋梁3橋の施工があり費用と時間を要するため、効率的な事業執行計画を作成し、執行に必要な予算を確保することで早期完成に努めます。

#### 8 番、9 番について

- ・整備効果を早期に発現させるため、区間を区切って整備を進めます。

#### すべての事業について

- ・地域の課題や道路整備効果を国への確に伝え、計画的な事業執行が図れるよう予算確保に努めます。
- ・関係機関と連携し、円滑な事業執行により事業期間の短縮を図るとともに、公共工事間における現場発生土の流用を検討するなどコスト縮減を図り、事業の早期完成に努めます。

## 海岸侵食対策事業の対応方針について

[ 県土整備部 ]

### 1 再評価審査対象事業

海岸侵食対策事業 10番 うじやまだこうかいがん 宇治山田港海岸

### 2 委員会意見

令和元年8月6日に開催された令和元年度第1回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。なお、事業効果の早期発現のため早期完成に努められたい。」との答申をいただきました。

### 3 海岸事業の背景

三重県の海岸事業は、高潮や高波等による浸水被害や砂浜の侵食、および地震発生後の津波等による浸水被害から堤防背後の生命財産を守るとともに国土保全を目的として事業を進めています。

宇治山田港海岸は、海岸侵食により消波機能が低下し、高波等により越波被害が発生するなど、背後の旅館街及び人家の安全が危惧される状況となっています。このことから堤防改良、突堤工及び養浜工を実施しています。

### 4 再評価対象事業の対応方針

地元の要望も強く、再評価において事業継続の妥当性が確認されたことから、事業を継続して実施していきます。

### 5 事業への対応方針

#### 5 - 1 事業の課題

宇治山田港海岸侵食対策事業は、事業期間が平成12年度から令和12年度までの31年間であり、事業期間が長期になっていることが課題です。

#### 5 - 2 課題の解決方針

地元関係者と十分に調整のうえ、複数箇所で行工を進めるなど施工方法の工夫や、他工事で発生した土砂を堤体盛土に利用してコスト縮減を図るなど、早期完成に必要な予算確保に努め、事業進捗を図っていきます。

## 広域河川改修事業の対応方針について

[ 県土整備部 ]

### 1 再評価審査対象事業

広域河川改修事業 11番 二級河川 <sup>みたきがわ</sup>三滝川

### 2 委員会意見

令和元年11月15日に開催された第3回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、11番については、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する」との答申をいただきました。また、合わせて「事業効果の早期発現のため、早期の事業完成に努められたい」との意見をいただきました。

### 3 河川事業の背景

三重県は日本でも有数の多雨地域であり、近年では平成23年の紀伊半島大水害や平成29年の台風第21号及び令和元年の北勢豪雨などにより県内各地で浸水被害が発生しています。また、平成29年九州北部豪雨や平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号による豪雨をはじめ、全国各地で集中豪雨による甚大な災害が発生している状況です。

しなしながら、三重県が管理する河川のうち、要改修区間に対する河川整備率は平成30年度末時点で約39%と低く、浸水被害を軽減するため、県民の安全・安心という観点からも治水対策の推進が望まれています。

このため、河川堤防や護岸の整備、河床の掘下げなどの河川整備を自然環境に配慮しながら実施しています。

### 4 再評価対象事業の対応方針

再評価の対象となった11番の三滝川について、事業継続の妥当性が確認されたことから、浸水被害軽減を目指して事業を継続していきます。

## 5 事業への対応方針

### 5 - 1 事業の課題

河川改修事業は、河積を拡大するなどして、治水安全度を向上させることを目的としています。しかしながら、事業の実施に当っては、ネック点となる橋梁や水門等の河川横断構造物を改築する必要があり、莫大な事業費と時間を要することから、事業期間が長くなる傾向にあります。

このため、11番の三滝川については、事業効果を早期に発現し早期に事業を完成するよう整備手順を検討しながら事業に取り組んでいく必要があります。

### 5 - 2 課題の解決方針

11番の三滝川については、三滝川、海蔵川、三滝新川の3河川を一体として整備を行っており、概ね30年間で整備する内容をとりまとめた「河川整備計画」に基づき事業を実施しています。

今後は、現在、整備している近鉄三滝川橋梁から堀木橋までの整備完了後、三滝新川の開削に着手し、整備効果の早期発現を目指します。

また、工事の発生土を他事業へ流用するなどコスト縮減を図りながら、予算の確保に努め、早期の事業完成を目指します。

合わせて、住民の方々がリスクを把握し主体的な避難行動をとるための情報として、洪水浸水想定区域図の作成や危機管理型水位計の設置などのソフト対策も引き続き取り組んでいきます。

## 2 令和元年度公共事業事後評価結果

本年度は、表 - 2 のとおり県事業 5 事業について、三重県公共事業評価審査委員会に審査をお願いしましたところ、5 事業すべてについて「了承」の答申をいただくとともに、審議の中で多くの貴重な意見をいただきました。その答申および意見をもとに県の対応方針を決定し、取組として次頁以降に整理しました。

今後は、よりの確な事後評価に努め、公共事業が一層、効率的で効果的となるよう、事業計画等に反映させながら、取組を進めていきます。

令和元年度三重県公共事業事後評価審査対象事業一覧表（表 - 2）

（付帯意見なし）

| 番号  | 事業名      | 箇所名                       | 市町名     | 採択年度 | 完了年度 | 答申 | 事業方針      |
|-----|----------|---------------------------|---------|------|------|----|-----------|
| 501 | 農業農村整備事業 | 広域農道整備事業<br>中勢 3 期        | 津市、松阪市  | H7   | H25  | 了承 | 各部の取組のとおり |
| 502 | 農業農村整備事業 | 県営かんがい排水事業<br>宮川 4 工区その 2 | 伊勢市、明和町 | H19  | H25  | 了承 |           |
| 503 | 道路事業     | (主) 神戸長沢線                 | 鈴鹿市     | H15  | H26  | 了承 |           |
| 504 | 総合流域防災事業 | 二級河川 桧山路川                 | 志摩市     | H6   | H26  | 了承 |           |
| 505 | 農業農村整備事業 | 地震対策ため池緊急<br>整備事業 安部・七郷池  | 津市      | H10  | H25  | 了承 |           |

事後評価理由：事業完了後おおむね 5 年が経過した事業

**農林水産部の取り組み**  
**(事後評価)**



## 農業農村整備事業（広域農道整備事業）について

[ 農林水産部 ]

### 1 事後評価審査対象事業

農業農村整備事業 501番 中勢<sup>ちゅうせい</sup>3期<sup>き</sup>

### 2 委員会意見

令和元年12月3日に開催された第4回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、501番については「事業の効果については評価結果の妥当性を認める。」との答申をいただきました。

### 3 農業農村整備事業（広域農道整備事業）の背景

広域農道整備事業は、基幹的な農道を整備することによって、農業の近代化又は農業生産物の円滑な流通を図ること目的としています。

本地区においては、計画策定当時、国道163号及び165号等の東西に横断する道路と東部の海岸部を南北に縦断する国道23号は整備されていたものの、西部の山間部を南北に縦断する道路はなく基幹となる道路の整備が求められていたところでした。このことから、流通・輸送面での生産コストを低減し、地域農業の安定と活性化を目的に、その基幹となる道路を整備したものです。

### 4 事業への対応方針

#### 4-1 事業の課題

農道が整備されてから年月が経過している箇所については舗装の打ち換えの要望や、一般車両の交通量が増加したことに伴い、児童や生徒への交通安全対策の要望があります。

#### 4-2 課題の解決方針

現在の道路管理者である市町に対して、必要となる事業制度の情報提供を行うとともに、関係機関と協議を重ねて安全・安心な施設づくりを実施していきます。

## 農業農村整備事業(県営かんがい排水事業)について

[ 農林水産部 ]

### 1 事後評価審査対象事業

農業農村整備事業 502番 <sup>みやがわ</sup>宮川4<sup>こうく</sup>工区その2<sup>ちく</sup>地区

### 2 委員会意見

令和元年12月3日に開催された第4回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業の効果については評価結果の妥当性を認める」との答申をいただきました。

### 3 農業農村整備事業(県営かんがい排水事業)の背景

県営かんがい排水事業は、農業生産の基礎となる農業用水の確保と農地排水の改良のため、水田、畑等における基幹的な農業水利施設の整備・更新を行い、水資源の有効利用と労働生産性の向上並びに維持管理費の節減を図ることを目的としています。

本地区の農業用水路は築造から40年以上が経過し、老朽化による漏水の発生など維持管理に多大な時間と費用を要していたことから、国営宮川用水第二期事業と合わせ、既設パイプラインの更新整備を一体的に行うことにより、農業用水の安定確保と維持管理の省力化を目的として事業を実施しました。

### 4 事業への対応方針

#### 4-1 事業の課題

現在、農業就業人口は減少するとともに、65歳以上の占める割合が増加しており、農家の高齢化の進行や、後継者不足が懸念されています。また、農家数の減少などにより、農業者だけで農地や農道、用排水路の維持管理が困難な状況となっています。

#### 4-2 課題の解決方針

水資源の効率的利用並びに水管理の省力化につながる用水路のパイプライン化を進めることにより、担い手農家の育成と農地の集積を促進し、安定的な農業経営ができるよう支援していきます。また、農業用施設等の維持管理を農家のみならず、非農家を含めて地域の共同活動とするため、農地や農業用施設、農村環境の保全向上を図る「多面的機能支払制度」の積極的な活用を推進していきます。

## 農業農村整備事業（地震対策ため池緊急整備事業）について

[ 農林水産部 ]

### 1 事後評価審査対象事業

農業農村整備事業 505番 <sup>あべ</sup>安部・<sup>しちごういけ</sup>七郷池

### 2 委員会意見

令和元年12月3日に開催された令和元年度第4回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業の効果については評価結果の妥当性を認める。」との答申をいただきました。

### 3 農業農村整備事業（地震対策ため池緊急整備事業）の背景

農業用ため池は農業生産に不可欠な農業用水を供給する施設として農業の発展に大きく貢献するとともに、治水面での効果も期待できることから、地域の住民の安全・安心を支える施設として重要な役割を果たしています。

安部・七郷池については、堤体からの漏水が著しく安全性が低下していました。さらに、ため池が高位置にあるため、地震等により堤体が決壊した場合、下流の人命・人家・農地に甚大な被害を及ぼす恐れがあります。このため、ため池を改修することで、これらの被害を未然に防止し、住民の安全・安心な暮らしを確保することを目的として事業を実施しました。

### 4 事業への対応方針

#### 4 - 1 事業の課題

農村地域における安全・安心な暮らしを守るためには、頻発・激甚化する自然災害や地震等に備えて、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策を進めることが必要です。

#### 4 - 2 課題の解決方針

農村地域の安全・安心を確保するため、農業用ため池の老朽化対策および耐震対策などのハード対策と併せて、ハザードマップを活用した避難訓練の促進や管理体制の強化等のソフト対策について、市町と十分に連携を図りながら計画的に進めることで防災・減災対策を推進し、地域防災力の向上に取り組んでいきます。

**県土整備部の取り組み**  
**(事後評価)**

## 道路事業について

[ 県土整備部 ]

### 1 事後評価審査対象事業

道路事業 503番 主要地方道 かんべながさわせん  
神戸長沢線

### 2 委員会意見

令和元年11月15日に開催された第3回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、503番について「事業の効果については評価結果の妥当性を認める。」との答申をいただきました。

### 3 道路事業の背景

道路は、地域の生活や経済活動、地域間の交流を支えるとともに、地域の安全・安心を支える重要な社会基盤です。

主要地方道神戸長沢線は、現道の渋滞を緩和し、鈴鹿市街地と東名阪自動車道鈴鹿ICとのアクセス性の向上を図り、地域の経済や産業の発展、緊急輸送道路としての機能強化を目的に整備を進め、平成26年度に完了しています。

### 4 事業への対応方針

#### 4-1 事業の課題

アンケート調査結果により、事業区間の端部が4車線から2車線に絞り込んでいるので渋滞が発生していると意見がありました。

#### 4-2 課題の解決方針

事業区間端部における渋滞箇所の解消については、引き続き次期事業区間である期工区の事業推進を図ります。また、暫定的な渋滞対策として、交差点部の右折レーン延伸を今年度実施しました。

## 総合流域防災事業の対応方針について

[ 県土整備部 ]

### 1 事後再評価審査対象事業

総合流域防災事業 504番 二級河川 ひやまじがわ  
 桵山路川

### 2 委員会意見

令和元年11月15日に開催された第3回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、504番については、「事業の効果については評価結果の妥当性を認める」との答申をいただきました。

### 3 河川事業の背景

三重県は日本でも有数の多雨地域であり、近年では平成23年の紀伊半島大水害や平成29年の台風第21号及び令和元年の北勢豪雨などにより県内各地で浸水被害が発生しています。また、平成29年九州北部豪雨や平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号による豪雨をはじめ、全国各地で集中豪雨による甚大な災害が発生している状況です。

しなしながら、三重県が管理する河川のうち、要改修区間に対する河川整備率は平成30年度末時点で約39%と低く、浸水被害を軽減するため、県民の安全・安心という観点からも治水対策の推進が望まれています。

このため、河川堤防や護岸の整備、河床の掘下げなどの河川整備を自然環境に配慮しながら実施しています。

### 4 事業への対応方針

#### 4-1 事業の課題

近年の台風などの出水による土砂の堆積などに対し、適切な維持管理を行い、当該事業によって確保した治水安全度を維持することが課題となります。

#### 4-2 課題の解決方針

河川パトロール等で施設の状況把握に努め、必要に応じて堆積土砂の撤去や維持修繕を行うなど適切な河川管理に取り組んでいきます。

合わせて、住民の方々がリスクを把握し主体的な避難行動をとるための情報として、

洪水浸水想定区域図の作成や危機管理型水位計の設置などのソフト対策も引き続き取り組んでいきます。

令和元年度 三重県公共事業評価審査対象事業位置図

